

ディスポーザ排水処理システムの取扱い指針

平成13年11月 5日制定

平成14年 4月 1日改訂

平成15年 4月 1日改訂

平成23年 4月 1日改訂

1 趣旨

この指針は、旧建築基準法第38条に基づく建設大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受け、又は社団法人日本下水道協会が作成した「ディスポーザ排水処理システム性能基準」（以下「基準」という。）に適合する評価を受けたディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な維持管理を確保するために必要な取扱いについて定めるものである。

2 定義

- (1) システムとは、生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、大臣認定を受け又は基準に適合する評価を受けたものをいう。
- (2) メーカーとは、システムについて大臣認定を受け又は基準に適合する評価を受けた者をいう。

3 関係書類の添付

公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、前橋市公共下水道条例（昭和37年前橋市条例第54号）第5条に基づき、システムの新設又は変更に係る計画の確認を受けなければならない申請者（以下「申請者」という。）に対し、申請書に別紙の当該システムに関する書類の添付を求める。

4 維持管理に関する指導

- (1) 管理者は、条例第5条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。

当該システムについて、管理者が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。

当該システムの維持管理について、専門の維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

当該システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理事業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。

その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

- (2) 管理者は、当該システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、

必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求める。
(3) 管理者は、当該システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講じる。

5 使用者の地位の承継

管理者は、条例第 5 条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者が当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであることを指導する。

6 改善要請

管理者は、システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷し若しくは機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、当該システムの設置者又は使用者に対し、当該システムの改善の要請を行うことができる。

7 メーカーに対する指導

管理者は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次の事項を指導する。

システムの販売に当り、申請者に対し、当該システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

申請者に対し、管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(別紙)

システム関係書類

1 一般事項に関する書類

- (1) 誓約書(様式第1号)
- (2) 認定書(写)又は適合評価書(写)
- (3) 維持管理事業者
- (4) 給排水設備図

2 仕様書

- (1) 排水処理槽
- (2) 算定根拠

3 維持管理計画に関する書類

- (1) 維持管理体制
- (2) 処理水質基準
- (3) 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度

4 その他

- (1) 維持管理業務委託契約書(写)又は維持管理業務委託契約確約書(注1)
- (2) 使用者承継確約書(注2)
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

(注1)「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定したときには、改めて維持管理業務委託契約書(写)を提出することを、申請者が管理者に確約する。

(注2)「使用者承継確約書」とは、使用者がシステムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継及び遵守するものであることを、当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が管理者に確約する。

誓約書

(あて先) 前橋市公営企業管理者

申請者 住所
氏名

印

ディスポーザ排水処理システムを設置するにあたり、下記に掲げる事項の遵守を誓約します。

記

設置場所 前橋市 町 番

- 1 維持管理計画書に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理すること。
- 2 ディスポーザ排水処理システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを公営企業管理者(以下「管理者」という。)に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料は3年間保存すること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力すること。
- 5 管理者が、ディスポーザ排水処理システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため必要があると認めるときは、維持管理に関する資料を提出すること。
- 6 管理者が、ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を確保するため必要があると認める場合に実施する、立入検査に協力すること。
- 7 ディスポーザ排水処理システムの処理水質が性能評定値に適合しないときは、管理者の助言又は指示に従い速やかに改善すること。
- 8 ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人又は借受人に対し誓約事項を継承させ、その契約書の写しを速やかに管理者に届け出ること。

年 月 日

維持管理計画書

申請者の住所 及び氏名	㊟
--------------------	---

1 一 般 事 項	イ．設置場所			
	ロ．大臣認定並びに日本 下水道協会の性能基 準適合品	認定 又は 適合日： 認定又は適合番号： 名 称： 認定又は適合メーカー：		
	ハ．工程	着 工 予 定 年 月 日： 年 月 日 使用開始予定年月日： 年 月 日		
	二．施工 業者	粉砕装置部		
		配管系統部		
		排水処理槽部		
	ホ．維持管 理業者	粉砕装置部		
		配管系統部		
		排水処理槽部		
	ヘ．設置場所案内図	別添図 のとおり		
	ト．建築部配置図	別添図 のとおり		
	チ．排水設備設計図	建築平面図	別添付	のとおり
		排水設備図	別添付	のとおり
給排水配管図		別添付	のとおり	

2 設置 施設 の 仕様	イ．ディスポーザ	形式：			
	ロ．排水処理槽	製造：			
		品番：			
3 維持 管理	イ．処理水質（設計条件）	設計人員： 人			
	ロ．維持管理 体制	設計生ごみ量： kg / 日			
		計画汚水量： m ³ / 日			
4 そ の 他	ハ．算定根拠	別添図 のとおり			
	イ．維持管理業務委託契約書	BOD：			
		SS：			
		n Hex：			
	ロ．保守点検内容 及び 維持管理頻度	粉碎装置部	配管系統部	排水処理槽部	
		機器の点検整備 (回 / 年)	配管内の点検 (回 / 年)	定期点検 (回 / 年)	
			清掃 (回 / 年)	水質検査 (回 / 年)	
			汚泥引抜 (回 / 年)		
ハ．点検項目	粉碎装置部	配管系統部	排水処理槽部		
	点検項目	別添図 のとおり			
	保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表		別添図 のとおり	
保守点検記録表		別添図 のとおり			
イ．保守点検記録	保管年限：3年間				
ハ．公営企業管理者への報告	報告頻度：公営企業管理者の指示による。				